# 75歳以上の方や一定の障がいのある65歳以上の方へ ある66歳以上の方を対象とした医療保険制度です。 今年度の

後期宣

今年度の後期高齢者医療保険料

保険料率 8.07% (昨年度と同じです)

保険料

保険料額 限度額

62万円

39,710円

所得割額

(30年中の総所得金額(注) 33万円)

× 8.07%(保険料率)

(注)総所得金額とは、総収入額から必要経費や公的年金控除額を引いた金額です。

保険料の軽減について

次の方は保険料が軽減されることがあります。

所得が低い世帯の方

世帯主と本人の所得に応じて均等割が軽減されます。

昨年度まで均等割が特例として9割の軽減であった方について 今年度は8割の軽減に変わります

囫 年金収入が 80 万円以下の方

昨年度 9割軽減 今年度

8割軽減

対象

・老齢年金や退職(基礎) 年金、 の方 障害年金が、

・6月以降に対象となった方 6月以降に能代市に転入した方 7月から翌年2月まで、  $\widehat{\mathbb{R}}$ 

※6月以降に加入した方は、8月以降 今年度は年金からは差し引かれません。 保険料は月割計算されます 納入通知書をお送りします。

## 保険料の納め方

# 特別徴収(年金から差し引かれる方)

上の方 遺族年金、 老齢年金や退職 障害年金が年額18万円以 (基礎) 年金、

※介護保険料と合わせた額が特別徴収さ 普通徴収となります。 れる年金額の1/2を超える場合は、

### 納め方

今年度の保険料をお知らせする通知書を7月中旬にお送

期高齢者医療制度は、

75歳以上の方や一定の障がいの

保険料をお知らせする通知書をお送りします

します。詳しくは、お問い合わせください。

〇4·6·8月 じめ差し引かれます。 前年度の保険料実績を基にあらか (仮徴収

)10・12・2月 (本徴収)

今年度保険料から仮徴収分を除いた 額が差し引かれます。 昨年中の所得などを基に算出した

普通徴収の方

申し込み月の翌月分か

ら口座振替となります。

# 普通徴収(納付書で納める方)

年額18万円未満 年金、 遺族

・老齢福祉年金のみ受給の方

納め方 納付書で納めてください。口座振替 の方は、 月末に引き落とされます。 毎月

## さい。 に備え付けの申込用紙で申請してくだ 市役所や市内各金融機関などの窓口

特別徴収の方 座振替に変更することができます。 金融機関で手続きの後、 にお持ちください。 市民保険課または地域局市民福祉課 特別徴収を中止 本人控えを

確定申告社会保険料控除について 険料控除となりますが、 にした親族などの控除対象とする に変更することにより、 ことができます。 特別徴収の場合、本人の社会保 生計を 口座振替

## 保険料の納付が困難な方は こ相談ください

すのでご相談ください 予や減免を受けられる場合がありま 生活に困窮していると認められると 少した場合など、 災害や失業により著しく所得が減 申請により保険料の徴収猶 特別な事情により

### 問合せ

地域局市民福祉課 市民保険課

保険料の口座振替について

# 医療に係る各受給者証などの更新時期です

8月1日からは新しい証などを受診する医療機関へ提示してください。

# の方

りします。 各受給者証を7月31日水までにお送

# 後期高齢者医療被保険者証

関で支払う自己負担割合が1割また は3割となります。 す。昨年中の所得に応じて、 新しい被保険者証は、ピンク色で 医療機

# 限度額適用·標準負担額減額認定証

額となります。 額までとなり、 の1カ月の支払いが自己負担限度 市民税非課税世帯の方の医療機関 入院時の食事代も減

※市民税非課税世帯となり、8月から新 たに対象となる方には申請書をお送り

## 限度額適用認定証

※所得要件に該当し、8月から新たに対 所得要件に該当する方へ交付します。 象となる方には申請書をお送りします 自己負担割合が3割となる方で、

用ください。 ありませんので、 特定疾病療養受療証は、 現在の受療証をご使 有効期限が

送りします。 受給者証などを7月31日水までにお

万円となります。 負担額が1カ月当たり1万円または2 付します。昨年の所得に応じて、自己 人工透析を行なっている方などに交

※70歳以上の方は有効期限がありません ので現在の受療証をご使用ください。

をご覧ください。 更新時期となります。詳しくは、今号 限度額適用・標準負担額減額認定証も と同時にお届けする「のしろの国保」 高齢受給者証、限度額適用認定証:



対象

○乳幼児および小中学生

)身体障害者手帳1~3級または療育

手帳Aをお持ちの社会保険本人

)65歳以上で身体障害者手帳4~6級

をお持ちの方

)ひとり親家庭の児童

)高校生など

## 現在お持ちの方

場合は通知書をお送りします。昨年の所得により該当とならない※対象区分によっては所得制限がありま

## 【更新手続きが不要な方】

)昨年の所得状況が確認ができ、 までにお送りします。 続き該当となる方には、 7月31日(水) 引き

(更新手続きが必要な方)

(マル福)について

○昨年中の申告状況や所得確認ができ ない方(対象となる方には、 のご案内をお送りします) 手続き

※今年1月2日以降に転入された方は、 養の人数・控除額の内訳・税額が記載る今年度の所得課税証明書(所得・扶 1月1日に住んでいた市町村で発行す されたもの)が必要です。

(源泉徴収票不可)

# 【県外での受診時の注意点!】

問合せください。 負担額分をお返しします。詳しくはお 関へ自己負担額を支払い後に、 への申請により、後日振り込みで自己 県外で医療を受ける場合は、 市役所 医療機

## ご注意を

せん。古い証は、各自がはさみなど 給者証などを回収することはありま 証は渡さずに連絡してください。 で裁断して捨ててください。 不審な訪問を受けた場合は、古い 市職員が各家庭を訪問し、古い受

### 問合せ

## 後期高齢者医療· 福祉医療

## 国民健康保険